

地域産業ブランド化支援事業 業務仕様書

地域産業ブランド化支援事業（以下「本事業」という。）の委託業務の内容は次のとおりとする。

1 委託業務の概要

本事業は、参画事業者が国内外で通用する製品の開発、改良をはじめ、新たな販路の開拓、時代に即したビジネスモデル構築等へ積極的に取り組むため、多方面からの情報収集を対目的としたテストマーケティングを実施し、参画事業者へ分析結果をフィードバックする支援を行う。

2 実施時期および期間

実施時期：令和6年10月～11月（予定）

実施期間：10日～1か月（会場および予算に応じて決定）

3 委託業務の実施項目

- I. テストマーケティングを目的とした展示・販売会の開催
- II. 顧客動向分析およびフィードバック

4 委託業務の詳細

(1) テストマーケティングを目的とした展示・販売会の開催

①実施場所の選定および賃借

※開催場所は東京都内で、多くの集客が見込める場所を徳島県と協議のうえ決定し、賃借すること。

②展示・販売会の運営

・販売代行業務

・商品・事業者説明、徳島県が作成したアンケート調査の実施

※常駐人員は総括責任者1名と接客人員2名以上（英語対応ができる者）とし、アンケート及び各種分析が可能な適正人員を配置すること。

※総括責任者は会場設営から撤去までの指揮を執るとともに、会場での盗難に対する防犯対策を十分行うこと。

③接客人員の事前研修の実施

・展示・販売会前に、接客担当者に対する研修実施

※展示販売品の商品情報、参画事業者情報の把握、接客内容等

④会場の設営、撤去

・各種什器類の準備、配置に加え、展示品に相応しい装飾の実施および撤去

⑤広報活動

・集客に向けた展示販売会の宣伝広告を実施

※詳細な手法については県と協議すること

⑥その他

・テストマーケティングのスケジュールや注意事項をまとめた資料等を作成し、参画事業者に配付するなど、各参画事業者が円滑に出展できるように努めること。

・展示販売会場での不慮の事故等に備え、賠償責任保険等に加入すること

・運送業者を手配し、イベント終了後、出展品等を会場から各事業者へ発送すること。

(2) 顧客動向分析およびフィードバック

①テストマーケティング期間の来場者分析

※以下の項目（参考）を把握し、分析レポートに反映させること。

・来場者総数（日本人、訪日外国人の内訳）

・訪日外国人の来場内訳（事業者毎）

・立ち止る若しくは商品を手にとって見た人数（事業者毎）

・来場者動線（統計としてどのようなパターンが多いのかを把握）

②分析結果の集計、レポート作成

③参画事業者への説明

・事前説明として、リアルもしくはオンラインにて、事業目的、内容の説明を実施すること。

- ・事業終了後、アンケート集計および顧客動向分析結果を各事業者にフィードバックすること。

(3) 報告書の作成

委託業務終了後、速やかに展示・販売会に関する結果（来場者数、参画事業者ごとの接客件数、アンケート内容、来場者分析結果等）をとりまとめた報告書を作成すること。

(4) その他の提案

本事業をより効果的なものにするための提案があれば、提案書に盛り込むこと。

5 事業スケジュール（予定）

令和6年5月	参画事業者の募集、選定
令和6年6月	参画事業者への説明会を実施
令和6年7月	出展製品の選定
令和6年9月～10月	広報活動の開始
令和6年10月～11月	テストマーケティングの実施
令和6年12月	本事業のフィードバック、成果品等の提出

6 委託契約期間

契約締結日から令和6年12月31日まで（予定）

7 再委託について

委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、再委託相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、契約金額及びその他必要な事項について記載した書面を県に提出し、書面により承諾を得た場合は、この限りでないものとする。

8 その他

- (1) 成果品の著作権の全部（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、委託者、又は参画事業者に帰属するものとする。
- (2) 業務実施にあたっては、関係機関と十分に連携を図ること。
- (3) 今後の状況により、追加での業務が発生する場合がある。
- (4) 仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議して決定するものとする。